

## 第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述は、予備免許について、電波法（第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- (1) □ A
- (2) 電波の型式及び周波数
- (3) 呼出符号（標識符号を含む。）呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- (4) 空中線電力
- (5) □ B

総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、□ C を延長することができる。

A	B	C
1 工事落成の期限	運用義務時間	の(5)の時間
2 工事落成の期限	運用許容時間	の(1)の期限
3 運用開始の期限	運用義務時間	の(1)の期限
4 運用開始の期限	運用許容時間	の(5)の時間

A - 2 船舶局において、通信の品質を改善するため空中線電力の指定を10ワットから50ワットに変更し、かつ、送信装置を50ワットのものに取り替えて運用しようとする場合、免許人は電波法（第17条から第19条まで）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線設備の変更の工事をするについて総務大臣の許可を受け、送信装置の取替えの工事をした後、当該工事の結果について総務大臣の検査を受けなければならない。
- 2 空中線電力の指定の変更について総務大臣に申請して指定の変更を受け、送信装置の取替えの工事をした後、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 空中線電力の指定の変更について総務大臣に申請して指定の変更を受け及び無線設備の変更の工事をするについて総務大臣の許可を受けて送信装置の取替えの工事をした後、総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 4 空中線電力の指定の変更について総務大臣に申請して指定の変更を受け及び無線設備の変更の工事をするについて総務大臣の許可を受けて送信装置の取替えの工事を行い、その後最初に行われる定期検査において、当該工事の結果について確認を受けなければならない。

A - 3 次に掲げる機器のうち、A1海域、A2海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器に該当しないものはどれか、電波法施行規則（第28条）の規定に照らし下の番号から選べ。ただし、当該義務船舶局は、その船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものではないものとする。

- 1 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。）
- 2 捜索救助用レーダートランスポンダ
- 3 ナブテックス受信機（F1B電波518kHzを受信することができるものに限る。）
- 4 衛星非常用位置指示無線標識
- 5 船上通信設備

A - 4 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、無線設備規則（第38条の4）の規定に沿って述べたものである。  
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 A を使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。

義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。）の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 B を送り、又は受けることができるものでなければならない。

義務船舶局に備えなければならない C は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。

から までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

A	B	C
1 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
2 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	船舶の運航に関する通信	ナビテックス受信機
3 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	遭難通信	ナビテックス受信機
4 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	船舶の運航に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識

A - 5 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）について、電波法施行令（第3条）の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

次に掲げる無線設備の技術操作

A に施設する空中線電力  B ワット以下の無線設備

C に施設する無線設備

レーダーで 及び に掲げるもの以外のもの

から までに掲げる無線設備以外の無線設備（ D の無線設備を除く。）で空中線電力 2 5 0 ワット以下のもの

A	B	C	D
1 航空機	2 5 0	船舶	人工衛星局
2 航空機	5 0 0	船舶	放送局
3 船舶	2 5 0	航空機	人工衛星局
4 船舶	5 0 0	航空機	放送局

A - 6 次の記述は、主任無線従事者が受けなければならない講習について、電波法施行規則（第34条の7）の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から  A 以内に  B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人は、 の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から  C 以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

及び の規定にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が 及び の規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 6 箇月	無線設備の操作の監督	3 年
2 6 箇月	無線局の管理及び運用	5 年
3 3 箇月	無線設備の操作の監督	5 年
4 3 箇月	無線局の管理及び運用	3 年

A - 7 次の記述は、無線局の運用に関して述べたものであるが、電波法（第52条から第55条まで及び第58条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局を運用する場合には、無線設備、無線設備の設置場所、識別信号、発振及び変調の方式は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
  - (1) 免許状に記載されたものであること。
  - (2) 通信を行うため十分なものであること。
- 3 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 4 実用化試験局及び特別業務の局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 5 無線局は、免許状に記載された運用義務時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A - 8 次の記述は、秘密の保護及びこれに関する罰則について、電波法（第59条及び第109条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第90条（適用除外等）第2項の通信たるものを除く。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

□Bの秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□Cがその業務に関し知り得たの秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者
2 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線通信	無線従事者
3 特定の周波数を使用して行われる無線通信	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者
4 特定の周波数を使用して行われる無線通信	無線通信	無線通信の業務に従事する者

A - 9 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条、第7条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中□A、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）においては、□B、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第5項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□B、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。

からまでの義務船舶局等においては、からまでの規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を□Cしなければならない。

A	B	C
1 毎週1回以上	毎月1回以上	免許人に報告
2 毎週1回以上	毎月2回以上	船舶の責任者に通知
3 毎日1回以上	毎月1回以上	船舶の責任者に通知
4 毎日1回以上	毎月2回以上	免許人に報告

A - 10 次の記述は、電波を発射する前の措置について、無線局運用規則(第19条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、□A□に調整し、□B□その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。

の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、□C□でなければ呼出しをしてはならない。

- | A           | B                          | C              |
|-------------|----------------------------|----------------|
| 1 送信機を最良の状態 | 自局の発射しようとする電波の周波数          | その通信が終了した後     |
| 2 送信機を最良の状態 | 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数 | 少なくとも10分を経過した後 |
| 3 受信機を最良の感度 | 自局の発射しようとする電波の周波数          | 少なくとも10分を経過した後 |
| 4 受信機を最良の感度 | 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数 | その通信が終了した後     |

A - 11 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信において、通常通信電波を使用して呼出し及び応答を行う場合の送信事項を無線局運用規則(第14条、第18条、第20条、第23条及び第58条の11並びに別表第4号)の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、応答に際して直ちに通報を受信しようとするものとする。

呼出しを行う場合の送信事項

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 相手局の呼出名称 | A  |
| (2) こちらは     | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称  | B  |
| (4) どうぞ      |    |

応答する場合の送信事項

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 相手局の呼出名称 | C  |
| (2) こちらは     | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称  | D  |
| (4) どうぞ      |    |

- | A      | B    | C    | D    |
|--------|------|------|------|
| 1 1回   | 1回   | 1回   | 1回   |
| 2 2回以下 | 2回以下 | 2回以下 | 2回以下 |
| 3 3回以下 | 1回   | 3回以下 | 1回   |
| 4 3回以下 | 3回以下 | 1回   | 1回   |
| 5 3回以下 | 3回以下 | 3回以下 | 3回以下 |

A - 12 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開並びに呼出しの中止について、無線局運用規則(第18条、第21条、第22条及び第58条の11)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海上移動業務における呼出しは、□A□の間隔において2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも□B□の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。□C□のための電波の発射についても同様とする。

の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□D□を示すものとする。

- | A       | B    | C              | D             |
|---------|------|----------------|---------------|
| 1 2分間   | 3分間  | 無線設備の機器の試験又は調整 | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 2 2分間   | 10分間 | 通報の送信          | 受けている混信の度合    |
| 3 5分間以上 | 3分間  | 通報の送信          | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 4 5分間以上 | 10分間 | 無線設備の機器の試験又は調整 | 受けている混信の度合    |

A - 13 次の記述は、航空機局の通信連絡について、電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第146条及び第149条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、総務省令で定める航空局と連絡しなければならない。

の規定により航空機局が連絡しなければならない航空局は、責任航空局（当該航空機の□Aに関する通信についての責任を有する航空局をいう。以下同じ。）とする。ただし、□Aに関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。

責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の□Bを經由して行うことができる。

- | A        | B          |
|----------|------------|
| 1 運航     | 航空局又は航空地球局 |
| 2 運航     | 航空機局       |
| 3 航空交通管制 | 航空局又は航空地球局 |
| 4 航空交通管制 | 航空機局       |

A - 14 次の記述は、「非常通信」の定義について、電波法（第52条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「非常通信」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□Aにおいて、□Bを利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、□C又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- | A                    | B         | C       |
|----------------------|-----------|---------|
| 1 発生し、又は発生するおそれがある場合 | 電気通信業務の通信 | 電力の供給   |
| 2 発生し、又は発生するおそれがある場合 | 有線通信      | 交通通信の確保 |
| 3 発生した場合             | 電気通信業務の通信 | 交通通信の確保 |
| 4 発生した場合             | 有線通信      | 電力の供給   |

A - 15 次に掲げるもののうち、船舶局が無線電話により行う遭難呼出しにおいて、順次送信すべき事項として正しいものはどれか、無線局運用規則（第76条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 相手局の呼出符号又は呼出名称（3回） こちらは（1回） 遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称（3回）  
メーデー（又は「遭難」）（1回）
- 2 メーデー（又は「遭難」）（3回） こちらは（1回） 遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称（3回）
- 3 各局（3回以下） メーデー（又は「遭難」）（3回） こちらは（1回） 遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称（3回以下）
- 4 各局（3回以下） こちらは（1回） 遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称（3回） メーデー（又は「遭難」）（3回）
- 5 メーデー（又は「遭難」）（2回以下） こちらは（1回） 遭難船舶局の呼出符号又は呼出名称（2回以下）

A - 16 次の記述は、安全呼出し等について、無線局運用規則（第96条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリティ」又は「□A」を3回送信して行うものとする。

通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、第59条第1項の事項（通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてる通報を同時に送信しようとするときの送信事項のことをいう。）の前に「セキュリティ」又は「□A」を3回送信して行うものとする。

の安全通報は、□Bするものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。

の安全通報には、通報の□Cを付さなければならない。

- | A    | B                   | C       |
|------|---------------------|---------|
| 1 安全 | 海岸局又は船舶の責任者の命令により送信 | 出所及び日時  |
| 2 安全 | その通報を入手した直後から送信     | 種類及び重要度 |
| 3 警報 | 海岸局又は船舶の責任者の命令により送信 | 種類及び重要度 |
| 4 警報 | その通報を入手した直後から送信     | 出所及び日時  |

A - 17 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、□Aに従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように□Bしなければならない。

- | A           | B       |
|-------------|---------|
| 1 無線通信規則    | 留意して運用  |
| 2 無線通信規則    | 設置し及び運用 |
| 3 その属する国の法令 | 留意して運用  |
| 4 その属する国の法令 | 設置し及び運用 |

A - 18 次の許可書に関する記述のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第518条）に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 2 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 3 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 4 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方である受信局の設置者又は運用者に対して、必要に応じて許可書を発給することができる。

A - 19 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法（第76条）規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□A以上休止したとき。

不正な手段により無線局の免許若しくは通信の相手方、通信事項等の変更若しくは□Bの許可を受け、又は電波の型式、周波数、空中線電力等の指定の変更を行わせたとき。

□Cの停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。

免許人が、□Dに規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | A     | B          | C      | D        |
|-------|------------|--------|----------|
| 1 3箇月 | 無線設備の変更の工事 | 無線局の運用 | 電波法      |
| 2 3箇月 | 無線局の目的の変更  | 電波の発射  | 電波法又は放送法 |
| 3 6箇月 | 無線設備の変更の工事 | 無線局の運用 | 電波法又は放送法 |
| 4 6箇月 | 無線局の目的の変更  | 電波の発射  | 電波法      |

A - 20 次の記述は、無線検査簿及び無線業務日誌の保存期間について、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、使用を終わった無線検査簿（現に免許を受けている無線局を廃止したうえ当該無線局の無線設備をそのまま継続使用することとして免許を受けた無線局であって総務大臣が別に告示するもの及び再免許を受けた無線局であって従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用するものを含む。）及び別表第4号の2に定める様式の文書（無線局検査結果通知書のことをいう。）を当該無線局の□A（定期検査を行わない無線局以外のものにあつては、当該無線局の次の□Bの日）まで保存しなければならない。

使用を終わった無線業務日誌は、□C保存しなければならない。

- | A             | B                   | C             |
|---------------|---------------------|---------------|
| 1 免許の有効期間満了の日 | 電波法第73条（検査）第1項本文の検査 | 使用を終わった日から2年間 |
| 2 免許の有効期間満了の日 | 検査                  | 次の定期検査の日まで    |
| 3 再免許の日       | 電波法第73条（検査）第1項本文の検査 | 次の定期検査の日まで    |
| 4 再免許の日       | 検査                  | 使用を終わった日から2年間 |

B - 1 次に掲げる無線局のうち、電波法（第5条）の規定により、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体が免許を受けられるものを1、できないものを2として解答せよ。ただし、電気通信業務とは、電気通信事業者が行う電気通信業務の提供の業務をいう。

- ア 基地局及び陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- イ 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星局であって、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）
- ウ 海岸局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- エ 航空局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- オ 固定局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）

B - 2 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の7）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、□アで聴守を行わなければならない。

海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを□イに通報しなければならない。

船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを□ウに通知しなければならない。

海岸局は、の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が□エが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

の規定は、船舶局について準用する。ただし、当該遭難通報が海岸局が行う第78条第9項の呼出し（船舶又は航空機が遭難していることを知った海岸局が無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しのことをいう。）に引き続いて受信したものであるときは、受信した船舶局の船舶の責任者がその船舶が救助を行うことができる位置にあることを確かめ、当該船舶局に指示した場合でなければ、これに回答してはならない。

船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、□オしなければならない。

- |                 |                   |                      |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 1 その船舶の責任者      | 2 遭難通信に使用する電波の周波数 | 3 これを受信した周波数         |
| 4 海上保安庁その他の救助機関 | 5 最も近くにある海岸局      | 6 遭難通報を送信            |
| 7 自局の付近にあること    | 8 重大かつ急迫した状態にあること | 9 遭難に係る船舶又は航空機を運行する者 |
| 10 その遭難通報に対して応答 |                   |                      |

B - 3 次の無線局の免許状に関する記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。

イ 免許状（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のものを除く。）には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。

ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

エ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

オ 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所（船舶局にあつては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあつてはその常置場所とする。）の見やすい箇所（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあつては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

B - 4 次の記述は、電波法第73条第1項の検査（定期検査）について、同条の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、総務省令で定める□アごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（第39条第3項に規定する主任無線従事者の要件、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する□イに係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する□イの検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を□ウの総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、□ウの規定にかかわらず、□ウすることができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、□エの規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の9第1項の認定を受けた者（「認定点検事業者」又は「認定外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該認定に係る□エを記載した書類の提出があったときは、□エの規定にかかわらず、その□オを省略することができる。

の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- |             |         |               |                   |
|-------------|---------|---------------|-------------------|
| 1 無線局の種類別   | 2 時期    | 3 電波の質又は空中線電力 | 4 点検の結果           |
| 5 その検査を免除する | 6 検査の結果 | 7 一部          | 8 その時期を延期し、又は省略する |
| 9 全部        | 10 電波の質 |               |                   |

B - 5 次の電波利用料の徴収等に関する記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許の日に対応する日（応答する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して30日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日（以下「起算日」という。）から始まる各1年の期間（無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。）について、無線局の区別に従って電波法に規定する金額（起算日から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

イ 電波利用料とは、電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査、総合無線局管理ファイルの作成及び管理、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析、特定周波数変更対策業務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。

ウ 総務大臣は、電波利用料を納めなければならない免許人がこれを納めないときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数又は空中線電力を制限することができる。

エ 免許人（包括免許人を除く。）は、電波利用料を納めるときは、その翌年の応当日以降の期間に係る電波利用料を前納することができる。

オ 1箇月以上運用を休止している無線局については、免許人の請求により、その期間に応じて電波利用料を減額する。